

保護者の皆様へ

大阪府立北かわち阜が丘高等学校
校長 重松 良之

道路交通法改正に関する本校での取り扱いについて

寒冷の候、保護者の皆様におかれましてはますますのご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、本校の教育活動に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、標記について、令和4年4月に道路交通法が改正（令和5年4月までに施行）されました。

主な変更点は、以下の通りです。

- ① 自転車乗車時におけるヘルメットの着用努力義務
- ② 電動キックボードについて、16歳以上であれば免許なしで運転可能
(現行は、原動機付きバイクの取扱で免許が必要・ヘルメット着用・自賠責保険加入・ナンバープレート装着等の条件を満たせば運転可能)

つきましては、本校での対応を以下の通りと致しますので、ご理解、ご協力をお願いします。

① [自転車乗車時のヘルメット着用]

お子様の安全を確保するために、各ご家庭でヘルメット着用についてご検討いただき、通学時に自転車を使用される場合には、ヘルメットの着用を推奨していただきますようお願い致します。

② [電動キックボードについて]

16歳以上であれば、免許なしで運転できるようになりますが、原動機付きバイクと同じ扱いとし、通学に使用することは禁止します。

[参 考]

大阪府内2015年から5年間で、自転車乗用中に亡くなられた方が延べ168名おられます。

その方々の内、165名がヘルメット非着用でした。

また、ヘルメット非着用者における死亡原因の70.8%が「頭部損傷」と報告されています。

- ・大阪府警察 『ヘルメットをかぶりましょう』

<https://www.police.pref.osaka.lg.jp/kotsu/taisakushitsu/1/10589.html>



- ・自転車安全対策協議会 『ヘルメット着用の重要性』

https://bicycle-safetystudy.com/other_contents/helmet

